



あなたはヘルメットを着用していますか

2023年4月から、改正道路交通法の施行により、**全年齢で自転車に乗る際のヘルメット着用が努力義務化**されたのは、ご存じのことでしょう。あなたは着用していますか？ここで、ヘルメット着用について、考えてみましょう。

- ・時速50キロで横断歩道にさしかかった乗用車に跳ね飛ばされた。その距離約15メートル。左足を開放骨折する3カ月の重傷を負ったが、一命を取り留めた。それは母親に着用を勧められたヘルメットのおかげだった。・・・
- ・「まさかヘルメットがこんなにも守ってくれるとは思わなかった。格好や髪形を気にして避ける人もいるけれど、オシャレよりも命の方が大切。自転車に乗るときは必ず着けてほしい」・・・
- ・19年から5年間の自転車乗車中の死者は1898人で、53.9%が主に頭部のけがが致命傷になっていた。ヘルメットを着用していない場合、頭部を負傷した死傷者に占める死者の割合は、着用者の約1.5倍だった。

「毎日新聞」2024.9.13

この記事から、いかにヘルメットが命を救うアイテムになるのかについて理解いただけたのではないのでしょうか。

これまでは、小中学生はほとんどの子どもたちがヘルメットを着用していたのですが、高校生が着用している姿を見ることは少なかったです。しかし、今年度から高校生がヘルメットを着用している姿を数多く見るようになりました。そこで、大人はどうでしょうか、まだまだ着用率が低いように思います。

小・中・高の学校において、ヘルメット着用の指導がされています。さらに、親や周りの大人が着用している姿を見せることにより、より効果が上がるのではないのでしょうか。後から、事故に遭遇し、「しまった、着けておけば良かった。着けさせておけば良かった」と思わなくていいよう、ヘルメットの着用を習慣化させましょう。

「自転車ヘルメット着用率」（警察庁 2024年7月調査）は、山口県は34.2%で全国5位となっています（※全国1位 愛媛県69.3%）。「全国5位だからいいや」ではなく、もっと着用率を上げ、山口県において自転車事故で負傷する人をなくさなくてはなりません。

事故に遭えば、自分が痛い思いをするだけでなく、周りの人を悲しませることにもなります。私たち一人一人が、自転車運転のルール（下記参照）を守り、ヘルメットを着用することで、事故を防ぐとともに、事故による損傷を負わないようにしましょう。

※自転車安全利用5則

【①車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先 ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 ③夜間はライトを点灯 ④飲酒運転は禁止 ⑤ヘルメットを着用】
（「安全運転やまぐち」山口県警察本部発行）